

第20節 農産物等応急対策計画

活動のポイント	関係機関
1 被害状況の早期調査実施 2 技術指導による農作物被害の縮小 3 家畜伝染病の防除 ⇔ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策	農林課 ＪＡ大阪和 泉 森林組合

第1 計画の方針

災害時において農業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急対策を講ずるものとする。

第2 実施責任者

この計画は、市長が主体となって関係機関と連絡を密接にとり実施する。

第3 農業用施設応急対策

農業用施設の被害状況について関係団体等の協力等により早期に把握し、また被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行うとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な指示を行い、災害の復旧が早急に図られるよう努める。なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関に連絡し、また協力を得て、施設の応急対策を実施する。

第4 農作物応急対策

市は、地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた場合は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を、泉州地域農業改良普及センターの指導のもとに大阪和泉農業協同組合等と協力して実施する。

第5 畜産応急対策

災害時において、家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、伝染病の予防と、まん延防止のため、応急対策として次の措置を講じ、家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 伝染病の発生した場合には、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき大阪府南部家畜保健衛生所長が必要な伝染病防疫対策を実施する。

2 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病的治療に必要な薬品等のあっせんを府に要請する。

3 飼料対策

災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求めるものとする。

第6 林産物応急対策

災害時において、林産物の被害を軽減するため、病害虫の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市は、府に協力し、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 浸冠水した苗畑において速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病害虫の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。